

フィリピンの司法制度について

群馬弁護士会会員
辻 智之 *Tomoyuki Tsuji*

1 はじめに

私たち群馬弁護士会外国人の権利問題対策委員会(団長は高橋勝男同委員会委員長)は、2012年4月、フィリピンに視察に行き、フィリピン大学ロースクール、フィリピン統合弁護士会(Integrated Bar of the Philippines, IBP)、最高裁判所などを訪問させていただいた。

そこで、これらの訪問の際に話題に出たフィリピンの司法制度や司法が抱える問題等について、極めて簡単ではあるが紹介させていただきたい。

2 フィリピンの裁判制度について

フィリピンの現行憲法は、マルコス元大統領の独裁体制から政治体制の民主化と社会改革を図るために、アキノ元大統領が憲法改正に着手し、1987年から発効された憲法であるため、1987年憲法と呼ばれている(以下、単に「憲法」と言う。)。

フィリピンにおいても、司法権は最高裁判所及び下級裁判所に帰属する(憲法第8条第1節)。下級裁判所は3つの階層に分かれており、第1階層は、市や町に設置された自治体裁判所(Municipal Trial Courts)であり、比較的軽微な民事・刑事の事件を扱う。なお、管轄地域が複数の市町にまたがる場合には、自治体巡回裁判所(Municipal Circuit Trial Courts)と呼ばれる。また、マニラ首都圏に設置されているものは首都圏裁判所(Metropolitan Trial Courts)と呼ばれる。第2階層は、地域裁判所(Regional Trial Courts)であり、自治体裁判所の管轄が及ばない事件を扱う。第3階層は、控訴裁判所(Court of Appeals)であり、自治体裁判所や地域裁判所からの控訴事件等を扱い、不服がある場合、最高裁判所に上告することになる。

その他に、フィリピンでは、シャリーア裁判所(Shari'a Courts)がある。フィリピンの人口の約5%はイスラム教徒であるが、シャリーア裁判所はイスラム教徒が多く居住し、フィリピン・ムスリム身分法典が施行されているムスリム・ミンダナオ地域に設置されている。シャリーア裁判所も、シャリーア巡回裁判所(Shari'a Circuit Courts)やシャリーア地区裁判所(Shari'a District Courts)があり、上訴は控訴裁判所を経て、最終的に最高裁判所が終審となる。

そして、特別裁判所としては、汚職等の公務員犯罪を審議する「サンディガンバヤン」(Sandiganbayan)と呼ばれる公務員弾劾裁判所、税務当局の税の決定等に関する訴訟を扱う租税控訴裁判所(Court of Tax Appeals)がある。

3 裁判の遅延の問題

前述のような裁判制度を有するフィリピンであるが、かねてから、訴訟遅延による司法の機能不全が問題になっている。訪問させていただいたIBP及び最高裁判所とともに、この問題を挙げていた。

訴訟遅延の原因として、裁判手続の煩雑さ、人々の権利意識の高まり、それに伴う裁判所の処理能力を超す提訴数の増加などが挙げられる。

憲法では、迅速な裁判を受ける権利を保障するとともに(憲法第3条第16節)、裁判の迅速化のため、事件が提起されてから、最高裁判所では24か月以内、合議体の下級裁判所では12か月以内、その他の下級裁判所では3か月以内に、判決もしくは決定を下さなければならないとしているが(同第8条第15節)、実際はそうはいかないようである。

4 バランガイ司法制度

(1)訴訟遅延対策

フィリピンでは、訴訟遅延対策として、訴訟手続の簡略化や各種のADRの導入などを行っているが、ここでは、IBPや最高裁判所の訪問時に話題に挙がった「バランガイ司法制度」に着目してみたい。

(2)バランガイとは

ところで、フィリピンの一般地方自治体は、州(Province)、市(City)、町(Municipality)、バランガイ(Barangay)から成るが、バランガイとは、およそ100~500世帯の集落からなる最小行政単位である。バランガイは、住民の選挙によって選任される執行機関たるバランガイ長、行政機関たるバランガイ政府、立法機関たるバランガイ議会などから構成される。

(3)バランガイ司法制度とは

端的に言えば、バランガイ司法制度とは調停や仲裁を行うADRの一種であり、1978年から実施されている。バランガイ司法制度は、バランガイレベルでの紛争の友好的解決を図ること及び裁判所への提訴数の減少を目的としたものである。

実施主体は、バランガイ長を調停委員長として組織される調停委員会である。

利用対象となる紛争は、基本的にはバランガイ内の個人的紛争を対象としており、一方当事者が政府や会社である紛争などは、バランガイ司法制度の性質になじまないため、利用対象外である。また、一定の軽微な刑事事件も対象となる。土地管轄については、同一バランガイの事件が原則であるが、異なるバランガイであっても、当事者らの居住地が同一の市または町である場合には利用対象となる。

手続は、当事者が口頭または書面で申立をし、まずはバランガイ長による解決が試みられる。これによって解決できない場合には、調停委員3名で構成する調停パネルの手続に移行する。それぞれの段階で、審理のために聴聞会が開催されるが、当事者は弁護士を伴うことはできず、本人自ら出席しなければならない。なお、調停委員会も法律家は排除されている。

調停パネルにおいても紛争が解決できなかつた場合には、その旨の書証が交付され、当事者は裁判所に提訴することが可能となる。これは、バランガイ司法制度の管轄下の事件については、裁判所に提訴するためにはバランガイ司法制度を経なければならないこととされているためである。

他方、バランガイ司法制度の問題点としては、調停委員長であるバランガイ長は選挙によって選任され、調停委員は地方の有力者が選任されることが多いことから、選挙に対する影響から公平な判断が困難な場合があること、紛争が政治的に解決される場合があることなどが挙げられる。

5 法律扶助と法曹教育

(1) 貧困層のリーガルアクセス問題

フィリピンにおいても、貧困層のリーガルアクセスは問題となっている。前述のバランガイ司法制度は、訴訟ほど費用がかからないため、貧困層にとっては利用しやすい紛争解決制度ではあるが、貧困層も訴訟提起など弁護士が必要な場合は当然ある。

フィリピンでは、公設弁護人事務所(Public Attorney's Office, PAO)やIBP、NGOによる法律

扶助が行われているが、ここでは、私たちが訪問させていただいたフィリピン大学ロースクールの法律援助についてご紹介したい。

(2) フィリピン大学ロースクールにおける法律扶助

フィリピン大学ロースクールでは、大学の機関として法律援助事務所を設置して法律援助を行っており、貧困層は一定の要件を満たせば無料で法的支援を受けられる。

法律援助では、学生が弁護士や大学教員の指導を受けながら、実際に起案や法廷での尋問などを実行している。

このように、法律扶助では、学生が実務的訓練に励むことで、将来の法曹の質の向上を図るとともに、貧困層のリーガルアクセスを拡充し、貧困層の権利・利益の擁護を実践している。

6 最後に

今回のフィリピン視察は多くの方々のご協力により実現した。特に、IBPや最高裁判所等の訪問が実現したのは、フィリピンのJerry弁護士、Socrates弁護士のご尽力のおかげである。この場をお借りして、改めて感謝の意を表したい。

私は、今回の視察により、各国の司法に目を向けることが、国内の司法の発展を促し、また、国境を越える問題・各国共通の問題に対する心強い仲間を得ることにつながると感じた。そこで、最後に、Jerry弁護士からいただいた言葉を紹介させていただく。

「私たちは正義を通じてつながっている仲間である。」

参考文献

- ・阿部照哉・畠博行編『世界の憲法集(第三版)』(有信堂、2005年)
- ・神尾真知子「フィリピンの地方自治—バランガイ自治を中心の一」作本直行編『アジア諸国の民主化と法』(日本貿易振興機構アジア経済研究所、1998年)
- ・村山史世「フィリピンにおける司法制度改革」小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』(日本貿易振興機構アジア経済研究所、2002年)
- ・知花いづみ「フィリピンにおけるバランガイ司法制度」作本直行・今泉慎也編『アジア諸国の紛争処理制度』(日本貿易振興機構アジア経済研究所、2003年)
- ・知花いづみ「フィリピンにおける司法制度の枠組み」今泉慎也編『アジアの司法化と裁判官の役割』(日本貿易振興機構アジア経済研究所、2012年)